

令和 2 年（2020 年）7 月

保護者のみなさまへ

豊中市立第十八中学校  
校長 藤田 哲也

### 携帯電話の学校への持ち込み禁止について（依頼）

盛夏の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、2019 年 3 月に大阪府教育庁から「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が公表され、登下校時に限り、携帯電話を所持できるよう、「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」する旨が示されました。また、府はガイドラインを参考に府内市町村における「携帯電話の取扱いに関するルール」を定めるよう促しました。

豊中市教育委員会は、府のガイドラインを受け、2020 年 1 月に「豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」を策定し発表しました。方針では、「本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持ち込みを従来どおり『原則禁止』とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。」とあります。

情報化社会が進展する中、携帯電話の急速な普及に伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。本校では、これら携帯電話の危険性から子どもたちを守り、落ち着いた雰囲気の中での学校生活、学習に取り組んでいける環境をつくっていくことを大切にしたいと考えております。

つきましては、豊中市の方針に則り本校では「携帯電話の学校への持ち込み禁止」の徹底を図ってまいりますので、保護者のみなさまには、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお方針にありますように、「やむを得ない事情」がある場合には、担任に申し出ていただき、ご相談いただきますようお願いいたします。